

重要

学費免除・徴収猶予申請に関する留意事項

- ◇本申請は学生本人によりなされるものですが、提出書類一式をそろえるためにはご家族の協力が必要です。学生本人に知られたくない等の理由により提出書類等を省略することはできません。必ずご家族の合意の上で申請してください。
- ◇願書には個人情報が多く含まれており、提出書類の提示やその説明が申請者にとって貴重な社会経験となることから、申請に関するお問い合わせは学生本人からのみとしています。保護者の方が直接問い合わせ頂いた方が早い場合もあるかと思いますが、学生本人以外からの電話による問い合わせ等はお遠慮いただきますようお願いいたします。

入学料免除・徴収猶予と授業料免除を申請する方へ

入学料免除・徴収猶予と授業料免除とでは判定時期の関係により以下のとおり収入（所得）に関する書類が異なりますのでご注意ください。

所得（課税）証明書（市区町村により名称が異なります。）は証明する年度が異なります。

授業料免除では5月以降に発行される最新の所得（課税）証明書の金額を計上するため源泉徴収票等の提出は必要ありません。

書類	入学料免除・徴収猶予	授業料免除
「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 例：所得（課税）証明書	平成29年度のもの	平成30年度のもの （5月以降に発行されます。）
源泉徴収票、確定申告書、年金書類など	該当する家計支持者全員分	提出なし

入学料免除・徴収猶予と授業料免除とでは以下のとおり提出が重複するものがあります。
！）入学料免除・徴収猶予及び授業料免除を両方申請する場合に提出が重複する書類は1部のみ提出してください。（それぞれ提出する必要はありません。）

住民票謄本（世帯全員の住民票）
高等学校以上の就学者の在学証明書（国立の場合は山大様式5）
父または母の戸籍謄本（一人親世帯）
生活保護、障がい者がいる世帯の書類など

詳しくは「学費免除・徴収猶予申請について」を参照してください。

学費免除・徴収猶予申請について

入学料免除・徴収猶予第二次願書、授業料免除願書共通

◇対 象 飯田キャンパス新入学生

(医学部看護学科3年次編入学生・医学系研究科新入学生)

◇受付期間 平成30年3月26日(月)～平成30年4月6日(金)16:30
※土日祝日を除く

◇受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30

◇提出場所 医学部学務課学生支援担当窓口

願書は申請者本人が窓口に提出してください。

郵送、保護者または代理人による提出はできません。

目次

申請から免除決定までの流れ(スケジュール) 2

制度の趣旨 3

申請条件 3

●学費免除・徴収猶予共通

●入学料免除・徴収猶予

●授業料免除

判定基準 3

◎学力基準

◎家計基準

入学料免除・徴収猶予の申請 5

出願書類について

授業料免除の申請 11

出願書類について

注意事項 14

入学料・授業料の徴収猶予について 14

判定結果通知 14

入学料・授業料の納付について 14

Q&A 15

【申請から免除決定までの流れ（スケジュール）】

手続き時期	入学科免除・徴収猶予	授業料免除
2月頃～3月末	申請願書の配付	
2月頃～4月上旬	必要書類の準備	
4月6日（金） 16：30	出願書類提出期限 【厳守】	
5月（発行され次第） ～6月20日（水）		最新の所得（課税）証明書 の提出（前期のみ） 「前年の収入（所得）額」と「市・県 民税額」が明記された市区町村発行の 証明書を提出してください。
6月下旬	結果発表 【学部学生】 大学ホームページで結果をお知らせし ます。 また、半額免除・不許可者には郵送で結 果を通知します。全額免除者には個別に 通知はしません。 【大学院生】 郵送で結果を通知します。	
8月上旬		結果発表 【学部学生】 大学ホームページで結果をお知らせ します。 また、半額免除・不許可者には郵送で 結果を通知します。全額免除者には個 別に通知はしません。 【大学院生】 郵送で結果を通知します。

※ 手続きの時期は目安であり、変更される場合があります。正確な日程や手続き方法については、窓口で確認してください。

【制度の趣旨】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が入学料・授業料の免除又は徴収を猶予する制度です。

山形大学入学料免除及び徴収猶予規程

山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程

【申請条件】

特別な事情によって入学料・授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者ただし、以下の者は申請できません。

●学費免除・徴収猶予共通

- ・懲戒処分を受けた者（処分決定日以降申請資格を失う）
- ・故意または重大な過失により虚偽の申告をした者

●入学料免除・徴収猶予

- ・入学料を納付済みの者

●授業料免除

- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・申請期の前の期分までの授業料が完納されていない者
前期分申請時は、前年度後期分までの授業料を3月末日までに（新入学生を除く）、
後期分申請時は、当該年度前期分までの授業料を9月末日までに納付済みであること。
- ・すでに当該期分の授業料を納付済みの者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【判定基準】

◎学力基準

【学部1年生】

次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校の評定平均値が3.5以上
- ② 入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内
- ③ 高等学校卒業程度認定試験合格者 または 大学入学資格検定の合格者

【その他の新入生】

- 編入学生 ……編入学前の学校の取得単位数について、
- 大学院1年生 ……学部等で取得した専門科目の評価区分に応じて、
- 養護教諭特別別科生 ……看護師養成機関で取得した単位数について、

次の算式によって得た平均値が1.90以上であること（養護教諭特別別科生については、入学試験の成績評価による席次が上位5分の2以内でも可）。

$$\frac{(\text{優, S 及び A の単位数}) \times 3 + (\text{良 及び B の単位数}) \times 2 + (\text{可 及び C の単位数})}{\text{それぞれ指定されている取得単位数}} = \text{平均値}$$

※本学規程による学力基準に満たない者は、不許可となります。

◎家計基準

家計支持者の前年（１月～１２月）の総所得金額※^１（以下「総所得金額」という。）の合算額が、本学で定める収入基準額以下であること。

＊家計基準については、家族構成、収入の内訳、各種控除等により、家計困窮度（家計評価額）が変わるため、「収入〇〇万円以下なら半額免除」といった具体的数字でお示しできません。

※１場合により記入する収入（所得）が異なります。

家計支持者とは・・・父母両方を指す。一人親の場合は、学生と同一世帯の父母いずれか。父母がいない場合は、父母に代わり学生の家計を支えている者（１名）。

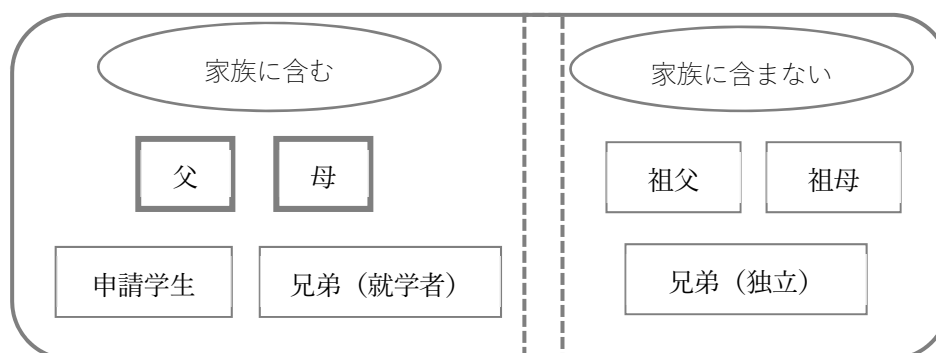
「家族」の考え方・・・父母とその子を一つの家族とみなす。ただし、兄弟は就学者、未就学児及び障がい者を家族に含め、１８才以上の就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は家族に含めない。祖父母については、同居・別居を問わず含めない。（家計支持者である場合を除く）

※独立生計の基準

- ・所得税法上、父母の扶養親族でない者
- ・父母と別居している者
- ・本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ＊本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証（写）が提出できること。

◎家族

世帯全員の住民票に記載：父、母、祖父、祖母、申請学生、兄弟（就学者）、兄弟（独立）の場合
※太枠が家計支持者（父、母）



【入学料免除・徴収猶予の申請】

◇出願書類について ……**授業料免除とは提出する書類が異なります。**

1. 全員が提出する書類

提出書類	注意事項
入学料免除・徴収猶予第二次願書	○4月1日現在（見込み）の内容で、申請者本人が記入すること。 ○保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。
平成30年1月1日以降発行の 住民票謄本 （世帯全員の住民票）	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○以下すべて<u>記載していないもの</u> 「本籍・住民票コード・マイナンバー」 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※祖父母等願書に記入しない家族が記載されていても差し支えありません。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。
結果通知用封筒（大学の封筒）	○免除結果を郵送で通知する際に使用する封筒。願書提出時に窓口で封筒を受け取り、住所・氏名・学生番号を記入すること。
	【学部 新1年生】 結果は大学ホームページでお知らせします。また、半額免除・不許可者には郵送でも結果を通知します。 封筒を提出していても、全額免除者には個別に通知はしません。
	【大学院 新1年生、編入学生】 申請者全員に郵送で結果を通知します。
平成29年度（平成28年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書 例：所得（課税）証明書 等 ※上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「課税または非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出すること。	○収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。 ○家計支持者全員分提出すること。 家計支持者とは父母両方（一人親等を除く）を指します。主婦、年金受給者、無職者等も必要です。詳しくはP4参照。 ○独立生計の申請者も提出が必要。 ○一人一枚発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ○日本以外の証明書の場合、税金の記載は不要。必ず日本語訳を添付すること。

2. 該当する方が提出する書類

○家計支持者とは父母両方を指します。一人親等の場合を除き、父母両方の該当する書類を提出してください。詳しくはP4 参照

○すべて A4 サイズに整えて提出してください。

該当事項		提出書類（A4 サイズに整えて提出）
家計支持者に給与収入がある	(1) 平成 29 年 1 月 1 日以前に就職	・平成 29 年分の源泉徴収票の写し
	(2) 平成 29 年 1 月 2 日以降に就職	以下のすべての書類 ①平成 29 年分の源泉徴収票の写し ②給与支払（見込）証明書（様式 7）または 直近 3 ヶ月分給与明細書の写し（余白に賞与の有無と就職年月日を記入） ※満 3 ヶ月分の給与明細がない場合は様式 7 を提出すること。
	(3) 平成 29 年 1 月 1 日以降に退職	以下のすべての書類 ①平成 29 年分の源泉徴収票の写し ②退職証明書（様式 8 でも可） ③退職証明書に退職金の有無の記載がない場合、金額等それがわかる書類
	・上記に該当するものが複数ある場合はすべてを提出 ・休職中、源泉徴収票が発行されない等の場合は早めに担当窓口までご相談ください。	
家計支持者に給与収入以外の所得がある		以下のいずれかの書類 ・平成 29 年分確定申告書（控）第一表・第二表の写し ※分離課税分がある場合は、第三表及び付表等も提出 ・平成 30 年度市区町村・都道府県民税申告書(控)両面の写し
家計支持者が年金・恩給を受給している		以下のすべての書類 ①平成 29 年分の年金源泉徴収票の写し ②最新の払込通知書または改定通知書の写し ※遺族年金、障がい者年金等非課税の年金は不要
生活保護世帯である		・生活保護支給額通知書等の写し
申請者本人が給付型奨学金を受給している		・奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※貸与型奨学金、高校在学時の給付奨学金は提出不要
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	・在学・授業料免除状況証明書（様式 5）
	公立、私立の学校 （予備校等その他の学校を含む）	・在学証明書（各学校所定の様式）
	夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書（様式 3） ※定職についている場合は就学者に含めない	

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）
一人親世帯である	以下のすべての書類 ① 母子・父子世帯申立書（様式2） ② 父又は母の戸籍謄本か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当の証書の写しなど） ※P.8 《一人親世帯について》を参照してください。
障がい者がいる	・障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し
火災・風水害等の被害を受けた	・被災の程度が明記された罹災証明書、被災証明書の写し 例：東日本大震災（全壊又は大規模半壊、原発避難）、熊本地震（被災の程度は問わない）等

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

外国人留学生	・生活費収支調書（様式6）
独立生計	以下のすべての書類 ①生活費収支調書（様式6） ②本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し

◎記入上の注意

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。
- 2) 願書は、申請時現在（4月1日）の状況（見込み）を記入すること。
- 3) 保護者の署名・押印箇所は保護者本人が署名・押印すること。（独立生計者・外国人留学生は記入の必要なし）
- 4) 学生現住所は4月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。
- 5) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。
- 6) 申請の具体的理由を詳細に記入すること。（4行以上）
- 7) 主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、申請の具体的理由とは分けて、その年月や生活費の出所について記入すること。

・家庭調書（本人について）

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に給付を受けた（受ける）奨学金について記入する。貸与奨学金は含めない。ただし、高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。
- 3) 奨学金の金額は、前期は前年度の給付合計額を、後期は当年度の給付予定額を記入する。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

- 1) 「就学者を除く家族」欄には、原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。

- 2) 職業（勤務先）、在職期間は4月1日現在の内容を記入すること。
- 3) 未就学児は、「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 4) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 5) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 6) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

- 1) 就学者は、「就学者」欄に記入すること。
- 2) 4月1日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、P.6に記載のある書類を添付すること。

《一人親世帯について》

死亡、生別（離婚・未婚）以外の場合

・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類または民生委員等^{※₁}の署名がある申立書^{※₂}を提出することにより、願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合、両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い、審査の対象から除外します。

^{※₁}利害関係のない第三者として合理的で、事情を把握可能な人物（町内会長、地区担当交番の警察官等含む）

^{※₂}民生委員の署名記入欄のある申立書様式は担当窓口で配付。

その他

- ・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合、事情を確認します。
- ・児童扶養手当は収入に含めませんが、一人親として行政の扶助を受けていたことの証明として、写しを提出してください。遺族年金も同様です。

◇P15の「Q&A」もご確認ください。

① 給与収入がある場合

- ## ■源泉徴収票

[illegible]

就職・転職・退職した場合には、源泉徴収票の金額は計上しません。他の指定された書類に基づき、願書に記入してください。

■公的年金の源泉徴収票

平成29年分

公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所		この金額が	
支払を受ける者	(フリガナ)	年	月
氏名		日	
区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収	
所得税法第203条の3第1号適用分	円		1年間継続し
所得税法第203条の3第2号適用分	円		額を年金収入
所得税法第203条の3第3号適用分	円		年の途中から
所得税法第203条の3第4号適用分	円		等に基づき、
本人 特別障害者 その他の障害者 特別養育 養子 寡夫		控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他
16歳未満の扶養親族の数 人 (人)		障害者の数 特別 その他	非居住者である親族の数 人
控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区 分	
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分	
(摘要)		支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長	複数の年金を受給している年金について書類

複数の年金を受給している場合は、すべての年金について書類を提出してください。

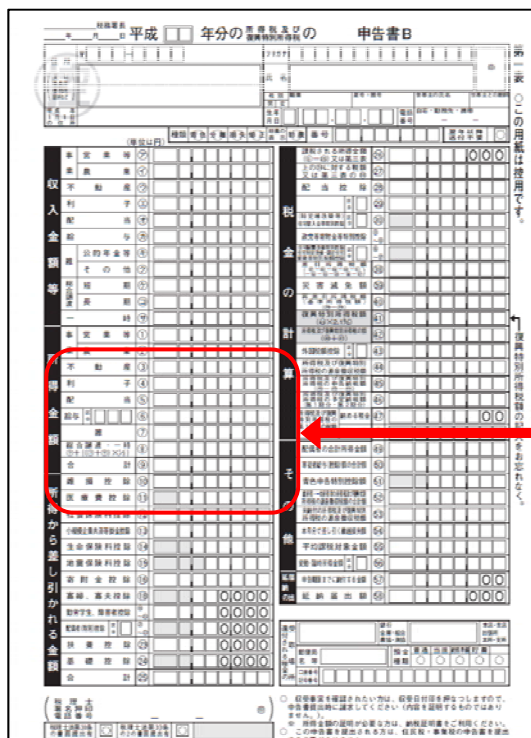
上記収入以外の所得・・・給与収入以外の所得を記入する

- ・下記により所得を得ている場合は、確定申告所得金額を記入する。

事業所得（営業、商業、工業、農業、林業、水産業等）、利子・配当・不動産、雑所得等
臨時所得は、退職金、退職一時金、資産の譲渡による所得及び山林所得。

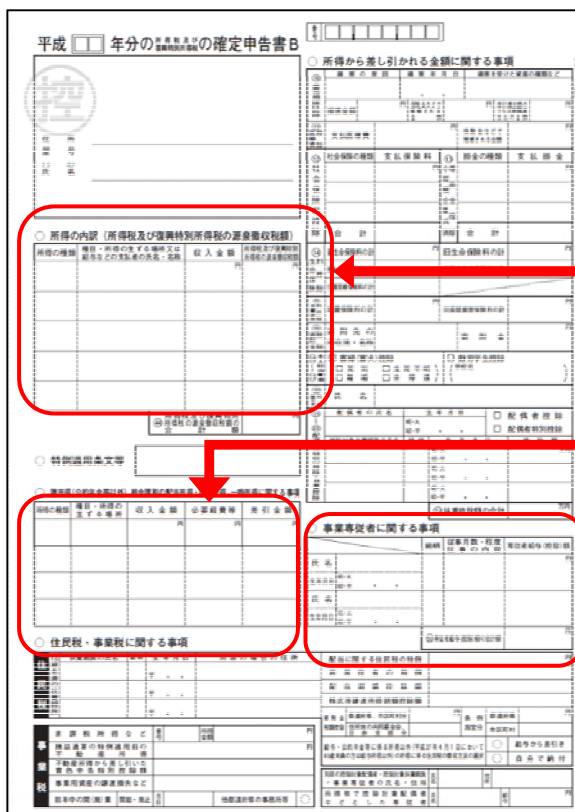
- ・数字は千円単位（千円未満切捨て）で記入すること。（例：1,230,567 円の場合、1230 と記入）

■確定申告書 第一表（本人控え）



確定申告書で確認する所得額は、この数字を計上します。（給与以外の所得欄）
ただし、雑所得は公的年金（年金収入として計上）分所得額と合算されている場合があるので注意してください。

■確定申告書 第二表（本人控え）



給与収入や公的年金の記載がある場合は、源泉徴収票等の書類も提出してください。

収入金額から必要経費を差し引いた数字が所得額です。

専従者給与(控除)は、それぞれの給与収入として計上してください。

【授業料免除の申請】

◇出願書類について ……**入学料免除・徴収猶予とは提出する書類が異なります。**

1. 全員が提出する書類

提出書類	注意事項
授業料免除願書	○4月1日現在（見込み）の内容で、申請者本人が記入すること。 ○保護者署名欄のみ父母等の自署が必要。
平成30年1月1日以降発行の 住民票謄本 （世帯全員の住民票）	○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○以下すべて記載していないもの 「本籍・住民票コード・マイナンバー」 ※住民票抄本（個人のもの）は不可。 ※祖父母等願書に記入しない家族が記載されていても差し支えありません。 ※ホッチキスされている場合は取らないでください。
結果通知用封筒（大学の封筒）	○免除結果を郵送で通知する際に使用する封筒。願書提出時に窓口で封筒を受け取り、住所・氏名・学生番号を記入すること。
	【学部 新1年生】 結果は大学ホームページでお知らせします。また、半額免除・不許可者には郵送でも結果を通知します。 封筒を提出していても、全額免除者には個別に通知はしません。
	【大学院 新1年生】 申請者全員に郵送で結果を通知します。

別途5月以降に平成30年度所得（課税）証明書を提出してください。

授業料免除では2回に分けて書類を提出します。

①・②両方の書類を提出しなければ免除申請は完了しません。

手続き①：授業料免除願書、住民票、その他該当する書類を提出（4月6日まで）

手続き②：平成30年度の所得（課税）証明書の提出（5月～6月20日まで）

詳しいスケジュールはP2を参照。

※6月20日までに平成30年度所得（課税）証明書が発行されない場合に限り、平成29年度所得（課税）証明書を提出すること。ただし、発行できない理由と発行可能な日時を役所で確認し、免除担当窓口に申し出ること。この場合でも、7月末日までに最新の所得（課税）証明書を提出しなければならない。7月末日までに最新の所得（課税）証明書を提出できない場合は、すでに免除判定を受けている場合でも書類不備として遡って不許可とする。

証明書の詳細については願書提出時に担当から説明を受けてください。

2. 該当する方が提出する書類

該当事項	提出書類（A4 サイズに整えて提出）	
申請者本人が給付型奨学金を受給している	・奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し ※貸与型奨学金、高校在学時の給付奨学金は提出不要	
高等学校以上の就学者がいる	国立の学校	・在学・授業料免除状況証明書（様式5）
	公立、私立の学校 （予備校等その他の学校を含む）	・在学証明書（各学校所定の様式）
	夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書（様式3） ※定職についている場合は就学者に含めない	
一人親世帯である	以下のすべての書類 ① 母子・父子世帯申立書（様式2） ② 父又は母の戸籍謄本か、一人親世帯であることがわかる書類（遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当の証書の写しなど） ※P8《一人親世帯について》を参照してください。	
生活保護世帯である	・生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者がいる	・障がい者手帳又は療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）の写し	
火災・風水害等の被害を受けた	・被災の程度が明記された罹災証明書、被災証明書の写し 例：東日本大震災（全壊又は大規模半壊、原発避難）、熊本地震（被災の程度は問わない）等	

3. 外国人留学生・独立生計学生が提出する書類

外国人留学生	以下のすべての書類 ① 家計支持者の所得証明書 日本以外の証明書の場合：日本語訳を添付すること 日本の証明書の場合：5月以降に最新の所得（課税）証明書 ② 生活費収支調書（様式6）
独立生計	以下のすべての書類 ① 生活費収支調書（様式6） ② 本人（配偶者）が被保険者となる家族全員分の健康保険証の写し

◎記入上の注意

・願書（表紙）

- 1) 申請者本人が記入すること。
- 2) 願書は、申請時現在（4月1日）の状況（見込み）を記入すること。
- 3) 学生現住所は4月1日現在の住所を記入すること。住民票と異なっても差し支えありません。
- 4) 保護者の署名・押印箇所は保護者本人が署名・押印すること。（独立生計者・外国人留学生は記入の必要なし）
- 5) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。

・家庭調書（本人について）

- 1) 自宅・自宅外をチェックすること。
「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。
「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。
- 2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に給付を受けた（受ける）奨学金について記入する。貸与奨学金は含めない。ただし、高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。
- 3) 奨学金の金額は、前期は前年度の給付合計額を、後期は当年度の給付予定額を記入する。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

- 1) 「就学者を除く家族」欄には、原則として父母両方を記入すること。ただし、死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを、父母がいらない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。
- 2) 未就学児は、「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- 3) 18才以上の兄弟で、就学者でない者（独立して別居、同居して就業等）は記入不要。
- 4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は、「就学者を除く家族」欄に記入した上で、特別控除関係の書類を添付すること。
- 5) 祖父母は、原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

- 1) 就学者は、「就学者」欄に記入すること。
- 2) 4月1日現在の学年を記入すること。
- 3) 進学先が未定の場合は「未定」と鉛筆で記入すること。
- 4) 高等学校以上の就学者は、P.12に記載のある書類を添付すること。

《収入・所得について》

◎収入状況

市区町村発行の最新の所得（課税）証明書に記載のある金額を計上する。

願書提出時には最新の所得（課税）証明書は発行されていないため、後日収入（所得）額を記入します。

収入（所得）について・・・授業料免除では市区町村が証明した収入（所得）額を基準とするため、年度の途中で就職・退職・転職・失職したものについては考慮しない。

◇P15の「Q&A」もご確認ください。

【注意事項】（入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通）

個人情報の利用について

- ・提出いただいた書類の個人情報は、学費免除・徴収猶予申請及び免除・徴収猶予決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。
- ・添付書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。
- ・申請内容の事実確認のため、本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・書類は、発行日が申請日（4月1日）から3カ月以内のもの、または発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。
- ・申請内容に虚偽があった場合には、免除の許可を取り消します。

【入学料・授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、入学料・授業料の徴収が猶予されます。

授業料免除を申請した方は、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。

【判定結果通知】

○入学料免除・徴収猶予

学部学生

6月下旬（予定）に大学ホームページで結果をお知らせします。

また、半額免除・不許可者には郵送で結果を通知します。全額免除者には個別に通知はしません。

大学院生

6月下旬（予定）に郵送で結果を通知します。

○授業料免除

学部学生

8月上旬（予定）に大学ホームページで結果をお知らせします。

また、半額免除・不許可者には郵送で結果を通知します。全額免除者には個別に通知はしません。

大学院生

8月上旬（予定）に郵送で結果を通知します。

【入学料・授業料の納付について】

○入学料の納付

- ・結果通知に記載の請求額を、指定された口座に納付してください。
- ・指定された期日までに入学料を納付していただけない場合は、除籍となります。

○授業料の納付

- ・半額免除または不許可となった場合、8月28日（火）（予定）に、授業料請求額が一括で引き落とされます。
- ・授業料口座振替の手続きがお済みでない場合は、至急お手続きください。

Q&A

入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通

Q1：書類の発効日が古いものは提出できますか。

A：住民票、在学証明書等は申請日（前期は4月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。随時発行されないもの（児童扶養手当証書など）は発行されている中で最新のものを提出してください。

Q2：同居の祖父母は家族数に含まれますか。

A：祖父母は家族数に含まれません。ただし、父母がいない場合で祖父または祖母が学生の家計を支えている場合は家族に含まれます。

Q3：家計支持者ではない祖父母が同じ住民票に記載されています。そのまま提出していいですか。

A：願書に記入しない家族が住民票に記載されていても差し支えありません。必ず「世帯全員の住民票」と記載のあるものを提出してください。ホッチキスされている場合は取らないでください。

Q4：大学生の兄の住民票が父母と別世帯となっています。提出は必要ですか。

A：願書に家族数として含まれる家族（P4 参照）の住民票は全員分提出してください。別世帯でも差し支えありません。

Q5：兄が通っている学校では在学証明書が発行されません。在籍証明書での代用は可能ですか。

A：在学証明書が発行されない場合は就学者と認められません。18才以上の兄弟は、就学者または障がい者に該当しない場合家族に含まれません。

Q6：働きながら大学院に通っている兄がいます。家族に含まれますか。

A：定職（フルタイム勤務）に就いている兄弟は就学者とならないため、家族に含まれません。定職以外（アルバイト等）の場合は就学者となるため家族に含まれます。

Q7：妹が4月から進学予定で、申請期限までに受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか。また、在学証明書が提出期限までに発行できません。

A：進学先が未定の場合、学校名欄に「未定」と鉛筆で記入し、様式1（不足書類一覧）に在学証明書が提出できる日を記入してください。後日在学証明書の提出時に願書にボールペンで進学先を記入します。

入学料免除・徴収猶予のみ

QⅠ：「収入（所得）額」と「市県民税額」が明記された市区町村発行の証明書とは何ですか。

A：市役所等で発行される証明書です。お手元に届く納税通知書等では代用できません。また、証明書の名称は市区町村で異なります。例：所得（課税）証明書など

QⅡ：前年の源泉徴収票の収入を記入するのに、前々年の内容の所得（課税）証明書の提出するのはなぜですか。

A：前々年の内容の所得（課税）証明書では所得の内訳を確認します。必ず提出してください。

QⅢ：確定申告時に源泉徴収票を提出したため、源泉徴収票が手元にありません。内容に間違いありませんので、確定申告書で代用できますか。

A：源泉徴収票では転職の有無等も確認するため、確定申告書では代用できません。源泉徴収票の再発行の手続きをしてください。